

現行の農業振興地域整備計画の変更・検討すべき内容

1 現計画の矛盾点

- (1) 「農業振興地域の整備に関する法律施行令」の改正に伴い矛盾が生じているもの
 ・農用地とする集团的農用地の面積要件の変更に伴うもの

ページ	項目	変更内容
2	第1 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 イ 農用地区域の設定方針 (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針 【農用地とする地域】 「a <u>20ha</u> 以上の・・・」	・「20ha以上」 ↓ 「10ha以上」に変更 ※ 法改正(平成21年12月)による

- (2) 「鶴ヶ島市ふるさとの郷構想」に係る記述
 ・「鶴ヶ島市ふるさとの郷構想」の計画期間は、平成17年～平成26年であり計画期間が満了しているため、記述内容の変更を要す。

ページ	項目	変更内容
4	第1 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向 (2) 農業上の土地利用の方向 イ 用途区分の構想 (ウ) A-3地区(中央地区：下新田、脚折、高倉) 「本文」	・「ふるさとの郷構想」は計画期間が満了しているため、記述内容の変更
6	第2 農業生産基盤の整備開発計画 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 ウ A-3地区(中央地区：下新田、脚折、高倉) 「本文」	
7	2 農業生産基盤開発計画 「本文」	
8	第3 農用地等の保全計画 1 農用地等の保全の方向 「本文」 2 農用地等保全整備計画 「一覧表」	
17	第8 生活環境施設の整備計画 2 生活環境施設整備計画 「本文」	

(3) 農業大学校に係る記述

- ・ 農業大学校は、平成27年4月に熊谷市に移転しているため、記述の変更を要す。

ページ	項目	変更内容
2	第1 農用地利用計画 1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 イ 農用地区域の設定方針 (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針 【農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農地】 「一覧表」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一覧表の「地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画」欄 「埼玉県農業大学校」 「埼玉県農林総合研究センター園芸研究所」の記述内容の変更
14	第6 農業の担うべき者の育成・確保施設の整備計画 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 「市内にある埼玉県農業大学校と・・・」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県農業大学校は、現在熊谷市に移転しているため、記述内容の変更

2 今後の基礎調査の結果に基づき変更・見直すべき内容

(1) マスタープランの変更

- ① 上記1の現計画の矛盾点に対する変更を含めたマスタープランの変更・見直し
- ② 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の内容との整合性の整理・追記

(2) 農用地利用計画の変更（埼玉県の同意が必要）

- ① 前回見直し（平成19年3月）以降、農用地が現況道路・水路等の現況変更された農地の農用地からの除外
- ② 農用地の分合筆による「現況農用地等の農用地区域」（地番図）の見直し
- ③ 国道407号バイパス及び都市計画道路の延伸による集团的農地の分断による農振農用地エリアの見直し